

令和4年9月21日

お客さま 各位

鹿児島興業信用組合

## 令和4年台風第14号にかかる災害等に対する金融上の措置について

平素は当組合に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。また、この度の令和4年台風第14号により被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

今般、令和4年台風第14号にかかる災害等につきまして、災害救援法が適用されたことに伴い、状況に応じて以下の金融上の措置を講じることといたします。

被災された方々等の被災状況に応じて、きめ細かく弾力的・迅速な対応を努めますので、お気軽に当組合にご相談ください。

### 記

1. 預金証書、通帳を紛失された場合でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法により預金者であることを確認して払戻しをいたします。
2. 届出の印鑑のない場合には、拇印にて対応いたします。
3. 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに対応いたします。  
また、当該預金を担保とする貸付にもお応えいたします。
4. 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立できることといたします。
5. 今回の災害等のために支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行います。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮いたします。
6. 損傷した紙幣や硬貨の引き換えをいたします。
7. 国債を紛失された場合の相談にお応えいたします。
8. ご融資に関して何かございましたら、お気軽にご相談ください。

以上